

社会福祉法人横浜市緑区社会福祉協議会 地区ボランティアセンター支援事業

実 施 要 領

制定	平成20年	4月25日
一部改正	平成23年	4月1日
一部改正	平成30年	4月1日

(趣 旨)

第1条 本要領は、緑区地域福祉保健計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」(以下「ささえ愛プラン」)の実現に向けて、地域におけるボランティアの人材育成、ボランティア活動の地域展開・支援等、及び福祉保健活動の活性化に寄与することを目的として行う、地区ボランティアセンター設置運営促進にかかる助成について必要な事項を定める。

(対象団体)

第2条 緑区内の地区社会福祉協議会(以下「地区社協」)を対象とする。

(対象事業)

第3条 地区ボランティアセンター設置運営促進に係る事業であって、次に掲げる要件を全て満たした事業とする。

- (1) 地区ボランティアセンター設置と運営の仕組みづくりを通じて、ささえ愛プランの実現に向けて、緑区社協と区民と協働で取り組み、地域での福祉保健の向上を図ること。
- (2) 地区ボランティアセンターには、ボランティアの仲介及び人材育成、並びに福祉保健に関する情報提供等の機能を付与すること。

(助成対象経費)

第4条 対象となる経費は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 講師等の謝礼
- (2) 会議、打ち合わせ、内部研修にかかる会議・研修費
- (3) 調査費
- (4) 広報費
- (5) 通信運搬費
- (6) その他緑区社協会長が認めた経費

(助成額)

第5条 1地区60,000円を上限額と定める。但し適正な執行が認められ、かつ事業進捗状況により必要性が認められる場合は、申請に基づき追加助成を行えるものとする。

(申 込)

第6条 希望する地区社協は、所定の期日までに申請に所定申請様式に必要事項を記入し緑区社協会長あてに申し込むものとする。本会事務局においては申請書類に基づくヒアリング審査を実施し、助成の適否を決定する。また各事業における予定地区数を越えた場合は調整するものとする。

(実 施)

第7条 事業実施にあたっては、随時または定期的に緑区社協とともに内容・方法を検討の上すすめるものとする。

(報 告)

第8条 所定の期日までに所定報告様式に必要事項を記入し、緑区社協会長宛に報告する。

(付 則)

この要領は、平成20年 4月25日より実施するものとする

(付 則)

この要領は、平成23年 4月 1日より実施するものとする

(付 則)

この要領は、平成30年 4月 1日より実施するものとする